

令和5年3月22日

教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第3回定例会記録

- ◇開会年月日 令和5年3月22日（水曜日） 午後3時30分開会
午後4時25分閉会
- ◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室
- ◇出席委員等 5名
- | | |
|----------------|-----------|
| 教 育 長 | 宍 戸 健 悦 |
| 委 員 （教育長職務代理者） | 阿 部 邦 英 |
| 委 員 | 梶 谷 美 智 子 |
| 委 員 | 杉 山 昌 行 |
| 委 員 | 大 和 千 恵 |
- ◇出席職員
- | | |
|--------------------|---------|
| 事務局長 | 石 井 透 公 |
| 事務局次長 | 鈴 木 憲 |
| 事務局次長（教育・文化芸術振興担当） | 今 野 順 子 |
| 参事兼学校安全推進課長 | 高 城 英 樹 |
| 教育総務課長 | 今 野 良 司 |
| 学校教育課長 | 福 田 光 一 |
| 学校管理課長 | 大 山 健 一 |
| 生涯学習課長 | 林 伸 晃 |
- ◇書 記
- | | |
|-----------|---------|
| 教育総務課課長補佐 | 戸 田 正 樹 |
| 教育総務課総務係長 | 平 塚 悦 子 |
| 教育総務課主事 | 河 井 夏 月 |

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・奨学金貸与事業における奨学生選考制度の改正について

審議事項

- ・第14号議案 石巻市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則
- ・第15号議案 石巻市学びサポートセンター管理規則
- ・第16号議案 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則及び石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- ・第17号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- ・第18号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則
- ・第19号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱
- ・第20号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令
- ・第21号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
- ・第22号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応会議設置要綱の一部を改正する訓令

その他

午後3時30分 開会

○**宍戸健悦教育長** それでは、ただいまから令和5年第3回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○**宍戸健悦教育長** それでは会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は阿部委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

教育長報告

○**宍戸健悦教育長** それでは本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、審議事項が9件、その他となっております。

それでは一般事務報告に入ります。

初めに、私から報告をいたします。

今月の学校の状況について報告をいたします。

まず新型コロナウイルスの感染状況につきましては、陽性者がほぼいない状況となり、マスクの着用については現在のところ個人の判断での着用ということになってはいますが、次年度、新年度からはマスクの着用を求めないことを基本とするというような通知が今届いております。新年度に向けてはさらに緩和した対応になるものと考えております。

次に小中高等学校の卒業式につきましては、皆様にも出席いただき、無事行うことができました。ありがとうございました。

また各学校とも、3月24日に終業式を行い、25日から学年末休業に入ります。

次に市議会第1回定例会は、2月9日に開会し、3月15日までの35日間で行われました。環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容について報告をいたします。

初めに環境教育委員会では、令和5年度石巻市一般会計予算歳出、教育指導奨励費の学びサポートセンター事業費では、同センターの開所時間延長について質疑があり、学校の教育課程の時間に合わせて開所するが、夜間相談など、開所時間延長の希望が増えれば今後変更を検討していく旨、答弁をいたしました。

次に中学校費、学校管理費の部活動指導員配置支援事業では、部活動指導員について質疑があり、来年度は5名程度を採用し配置すると、今後子供たちにとって有意義な部活動が、混乱しないように配置を含めた地域移行を拡大していきたい旨、答弁をいたしました。

次に社会教育費、文化財保護費のみちのくGOLD浪漫普及計画推進事業費では、看板の設置個所について質疑があり、金華山道の起点や金華山神社の一の鳥居など、計6カ所に設置する旨、答弁をいたしました。

次に社会教育施設管理費の河南パークゴルフ場運営費では、今年全国大会が開催される市内唯一の公認パークゴルフ場ですが、以前から要望があったクラブハウスにエアコンが設置されていないことについて質疑があり、夏場に酷暑が続いていることから、早期の設置実現に努める旨、答弁をいたしました。

次に学校給食費では、必要な食材を賄い材料費の予算内で調達するための方策について質疑があり、所管課と栄養教員等と一緒に考えながら工夫し、教育委員会として子供たちにより良い栄養価のある給食を提供していく旨、答弁をいたしました。

以上が環境教育委員会での答弁内容です。その後、委員会で原案をすべて可決し、15日の本会議でも当初予算、補正予算、条例等が可決されました。

次に9日から行われました一般質問は、22名から通告があり、教育関係は8名からあり、主な内容を申し上げます。

多彩な学びの環境づくりについて。石巻市奨学金制度、所得制限の撤廃について。部活動の地域移行について。鹿妻小学校周辺の安全対策について。鹿妻小学校における点検の状況について。地震・津波に対する対策について。登下校時に地震が発生した場合の避難訓練について。就学援助制度の現状について。就学援助制度の現状と対象世帯の推移について。小中学校の英語教育について。小学校外国語指導補助員配置の内容と実績について。中学校英語の授業をサポートする体制について。

人生100年時代の読書活動について。

(1) 子供の読書活動を推進する意味について。(2) 本市の子供たちの読書活動の現状と課題について。(3) 学校司書と貸し出しの電算化の現状と見通しについて。(4) 人生100年時代の読書活動と図書館の役割について。

学校部活動の地域クラブ移行に向けた現状と課題について。

①部活動指導員の現状と課題について。②地域クラブ意向の目的について。③具体的な検討を進める手法について。

それから、コミュニティ・スクールと地域の関わり方について。

①コミュニティ・スクール、授業の基本的な考え方について。②コミュニティ・スクールを実施している学校と今後の展開について。③小学校区における評議委員会の構成と評議委員の果たす役割について。

以上が一般質問の主な内容であります。これで私からの報告を終わります。何か御質問ございませんか。

○杉山昌行委員 いいですか。

○中央健悦教育長 杉山委員。

○杉山昌行委員 部活動指導員5名程度の配置というお話だったのですが、これはどうやって5名の配置が決まるのかという希望のあった学校にということなのでしょう。

○中央健悦教育長 5名については、県のほうで大体5名程度の枠で支援事業しますよということで5名ということなのですが、その枠で今のところ指定校を指定して、その学校で大体5名必要な方をということ。

現在も外部指導者としてやっていただいている方など、その希望を聞いて、そして配置をするという形で、5名については会計年度任用職員としてのある一定の責任があるということで、本人がそれを希望するかどうかというのも確認しながら決めていくという形であります。

○杉山昌行委員 恐らく全体からいったら5名では、全く足りないのかなと思うので、これは年々増やしていくという形になるのでしょうか。

○中央健悦教育長 これは、今、顧問をやっている方、全部部活動指導員に変更するとなるとものすごくお金がかかりますので、それでは地域移行になりませんので、これは部活動指導員として活躍していただいて、そのノウハウを今後その方々が地域の核になって地域移行を進めていくというふうな形を想定しています。

ただ5名ではどうにも足りませんので、今後少しそれは国・県の予算の状況も見ながら増やしていくという方向でいます。

○杉山昌行委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○宍戸健悦教育長 よろしいですか。はい。他にございませんか。大和委員。

○大和千恵委員 同じ外部指導者の件でちょっと分からなかったのですが、その外部指導者をお願いする際に、謝礼というか賃金は発生するのでしょうか。

○宍戸健悦教育長 これまでの部活動の外部指導者については、基本的にはボランティアでやっていたのが現状だと思います。それでこの部活動指導員というのはきちんと責任もありますし、その費用も会計年度任用職員として時給いくらってということで研修を受けていただいて責任をもっていただいてやっていただくというふうな形になるわけです。

○大和千恵委員 例えばその部活を見たいという顧問の先生もいらっしゃると思うんですね。ずっとその競技をやってきて、先生の中でも多分教えるスキルの高い先生方もたくさんいらっしゃって、その競技を子供達に教えたいっていう先生も中にはいらっしゃると思うんですけど、これから外部の指導者が増えていって、そういう方を採用という形で給与を支払った時に先生方は無償。先生方でも部活を見る先生と見ない先生が出てくると思うのですが、そのバランスが凄く難しいという感じがします。

○宍戸健悦教育長 私が分かる範囲で言うと、基本的には学校には部活動があってそこには顧問がいます。部活の指導員は単独でも引率、指導もしてそれから大会があれば単独でも引率ができる。

校長の指示の下にそういう活動をするという仕組みになりますけれども、非常に責任も伴うということで当面の間は顧問がいて、そして部活の指導員の方もいてそこで連携を取りながら対応をするということで少しずつ移行していくという形を今のところ想定をしています。

現在、顧問の先生方は普段の業務の中で仕事の割り振りをして、運営をしているというところなんです。これはこれからも当分の間は変わらなく続けていくと思っています。でないと、子供達や保護者が非常に不安になってしまうし、混乱も起きるので徐々に国や県の体制が固まっていくって少しずつ部活動を地域に移行していくと思います。

現在のところ、中体連の参加資格等々も、まだきちんとした形はないです。今は地域移行のために設置された、県が指定した、白石市と大崎市の地域移行のためのモデル事業ということで指定されて作った団体。今県内では、中体連参加資格はこの団体しか認証されていません。

現在、スポーツ少年団などあるいはそのクラブチームなど学校に部活動がないところ、例えばスイミングクラブとかそういうところはありますけれども、個人での参加は認められない。ただ学校に部活動があって、スポーツ少年団もあるとなると両方になるので、今のところスポーツ少年団は中体連には参加できないとなっています。

その辺を日本全体の考え方が整理されて各地域で少し議論がされて全国的にあるいは県内でも、統一されれば段々地域移行が進んでいくとなっています。

なので、宮城県も令和5年度はその準備期間ということであり、本市でも来年度に向けてその協議会を作って関係者の中で課題を議論して少しずつ移行していきましょと、来年度はそういう時間になると認識しています。よろしいでしょうか。

○宍戸健悦教育長 何か課長さん、補足ありますか。

○**福田光一学校教育課長** 教員の、部活動指導員の話ですが、教員兼業していいという制度になります。

ですので、石巻中学校に所属して山下中学校の部活動の指導員としてやっていいのですが、色々な条件があって本業に支障きたさない範囲内で。そうすると現実的にはちょっと今の段階では厳しいかなという。制度的には教員も兼業で部活動指導員をやっていいことになっています。

○**大和千恵委員** 自分の学校の部活動指導員になっても構わないということなんですね。

○**福田光一学校教育課長** それも構わないです。

○**大和千恵委員** なるほど。

○**福田光一学校教育課長** それを整理しながらですね、これから制度として整理していかなければならないかなと思いますので、今回来年度に向けては5人まずお願いをして、まず色々やってみてその中でまた課題を洗い出していく形にしたいと思っています。

○**杉山昌行委員** もう一ついいですか。すみません。鹿妻小近辺の安全についてってということだったのですが、何か危険なことでもあったのでしょうか。

○**宍戸健悦教育長** これは学校安全推進課長からお願いします。

○**高城英樹参事兼学校安全推進課長** お答えいたします。鹿妻小学校の東側の方の通路については、交通量が多いのですが、横断歩道が設置されていない状況にあります。これについては警察の方と現場確認しているのですが、設置基準等の問題でなかなか設置できない状況でありまして、そのような観点から質問をいただいていたようです。

各学校の方にはそのような状況でありますので、児童の方への安全教育指導の徹底ということをお願いしている状況です。

○**宍戸健悦教育長** ありがとうございます。よろしいですか。では他にありませんか。はい。御意見ありがとうございました。

奨学金貸与事業における奨学生選考制度の改正について

○**宍戸健悦教育長** なければ次に「奨学金貸与事業における奨学生選考制度の改正について」の報告を学校教育課長からお願いします。

○**福田光一学校教育課長** それでは私から「奨学金貸与事業における奨学生選考制度の改正について」御説明を申し上げます。表紙番号2の1ページを御覧下さい。

本市では、石巻市出身の優秀な学生で能力があるのにも関わらず、経済的理由により、就学困難な学生に学資を貸与し、有能な人材を育成する奨学生制度を実施しております。

現在、奨学生の選考については、2月から3月に募集を行う進学決定者向けの募集と、6月から8月に在学者を対象とした第二次募集を実施しておりましたが、近年の奨学生の応募数の減少を受け、進学予定者向けの予約採用による募集を新たに実施するものでございます。

予約採用による募集を行うことで、進路が決まらない学生に就学の可能性を開くとともに、推薦入試等で、早期に進学が決まっていた学生に対する経済的不安の解消に繋がり、また奨学生募集に関わる広報を行うことで、奨学生制度の周知が図られるものと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○**宍戸健悦教育長** ただいまの報告に対して御質問ございませんか。なければ次に審議事項に入ります。

第14号議案 石巻市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則

○**中央戸健悦教育長** 「第14号議案石巻市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則」を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いいたします。

○**今野良司教育総務課長** ただいま上程されました「第14号議案 石巻市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則について」御説明申し上げますので、表紙番号1の1ページを御覧願います。

国では社会全体のデジタル化に向け、個人情報保護法を改正し、令和5年4月1日から個人情報保護制度の見直しを行うこととしております。これまで民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等の各機関はそれぞれ異なる根拠法令に基づき、個人情報の保護等について運用していましたが、国の法律改正により、各機関は個人情報保護法に基づき、個人情報の保護等を行うこととなります。

本市においても、令和4年石巻市議会第4回定例会において、石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例が可決され、令和5年4月1日から施行することとしております。

このことから改正個人情報保護法及び石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し、必要な事項について、石巻市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定し、運用するものであります。

次に制定内容でございますが、市長部局で定める規則の例によるとしております。

続いて補足でございますが、第1項は施行期日を定め、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例において、石巻市個人情報保護条例の廃止が規定されている事に伴い、旧条例を根拠にしている石巻市教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止について定めるものであります。

続いて第3項は経過措置として本規則の施工日前に旧規則の規定において行われた開示請求等に係る通知等については、なお、従前の例によるとしております。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます

○**中央戸健悦教育長** はい。ただいまの説明に対して質問ございませんか。よろしいでしょうか。

(「ありません。」と声あり)

○**中央戸健悦教育長** はい。ないようでしたら第14号議案石巻市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則は原案のとおり、可決してよろしいでしょうか。

○**中央戸健悦教育長** はい。では、異議がありませんので第14号議案については原案のとおり可決いたします。

第15号議案 石巻市学びサポートセンター管理規則

○**中央戸健悦教育長** 次に、第15号議案石巻市学びサポートセンター管理規則を議題といたします。学校教育課長から説明をお願いします。

○**福田光一学校教育課長** はい。ただいま、上程されました第15号議案石巻市学びサポートセンター管理規則について御説明申し上げます。

本案は令和4年石巻市委員会第4回定例会において、石巻市学びサポートセンター条例が可

決され、令和4年12月16日付で公布された事から関連する現在の規則、石巻市適用指導教室管理規則の全部を改正するものであります。

それでは改正内容について条文に従いまして、御説明申し上げますので、表紙番号1定例会議案の2ページから4ページを御覧願います。

始めに、規則の名称を石巻市学びサポートセンター管理規則とするものであります。

第1条は、本規則の趣旨を、第2条は呼称としてセンターを「C o i l」、相談支援活動を「相 T a l k」、通所支援活動を「学 B a s e」、訪問支援活動を「心 R e a c h」、とそれぞれ規定するものであります。

第3条は、センターの開所日及び開所時間について、規定するものであります。

第4条は、職員について、第5条は職務について規定するものであります。

第6条は、支援の手続きについて、第7条は支援の開始について、第8条はその他についてそれぞれ規定するものであります。

次に、附則であります。本規則は令和5年4月1日から施行するものであり、経過措置として現在けやき教室に通所している児童生徒は、学びサポートセンターの通所の決定を受けたものとみなすとするものであります。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○穴戸健悦教育長 それでは、ただいまの説明に対して、御質問はございませんか。

それではないようでしたら、第15号議案石巻市学びサポートセンター管理規則は原案のとおり、決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

○穴戸健悦教育長 はい。では異議がありませんので、第15号議案については、原案のとおり可決いたします。

第16号議案 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則及び石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

○穴戸健悦教育長 次に第16号議案、「石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則及び石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○今野良司教育総務課長 ただいま、上程されました第16号議案、石巻市教育委員会、教育長事務委任等に関する規則、及び、石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本改正は、国の個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度の見直しが行われることから関係例規の整備を行うものです。

それでは改正内容を御説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、併せて表紙番号3の1ページから2ページを御覧願います。

初めに第1条は、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の改正であり、本市が保有する個人情報の保護等に関しては個人情報保護法が直接適用されることから、条文の整理を行うものです。

続いて第2条、石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についても、個人情報保護法が根拠法令になることから、条文の整備を行うものです。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を定め、令和5年4月1日から施行するものであります。

続いて第2項は経過措置を定め、本規則の施行日前に開始前の石巻市個人情報保護条例の規定により行われた、開示請求等の決定の手続きについてはなお、従前の例によるしております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○宍戸健悦教育長 それでは、ただいまの説明に対して、御質問等ございませんか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○宍戸健悦教育長 ではないようでしたら、第16号議案「石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則及び石巻市教育委員会に属する事務の補助執行に関する規則の、一部を改訂する規則」は、原案のとおり決定することとして、よろしいでしょうか。

○教育長(宍戸健悦君) 異議はありませんので、第16号議案については原案のとおり可決いたします。

第17号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第21号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○宍戸健悦教育長 次に第17号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」及び第21号議案「石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」は関連がありますので、一括議題として審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○宍戸健悦教育長 それでは次に第17号議案及び第21号議案については一括して審議いたします。教育総務課長から説明をお願いいたします。教育総務課長。

○今野良司教育総務課長 ただいま、一括上程されました、2議案について御説明申し上げます。

本改正は、心理的要因等により、小学校及び中学校に登校できない児童生徒並びに学習に不安を抱える児童生徒に対し、学習機会の確保と社会的自立に向けた支援を行うとともに、保護者や教職員を対象に学校生活への不安や心配がある児童生徒に関する相談及び支援を行うため、石巻市学びサポートセンターを設置することから関係例規の整理を行うものです。

はじめに第17号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたしますので、表紙番号1の6ページ、併せて表紙番号3の3ページを御覧願います。

令和4年石巻市議会第4回定例会において、石巻市学びサポートセンター条例が議決されたことに伴い、これまで不登校児童・生徒を対象に、通所による支援を行ってきた、石巻市けやき教室から対象者及び役割を拡大する、石巻市学びサポートセンターを設置することから学校教育課の分掌事務並びに教育機関の見直しを行うものです。

次に附則でございますが、この規則は、令和5年4月1日から施行するものであります。

続いて、第21号議案「石巻市教育委員会文書取扱規定の一部を改正する訓令」について御説明いたしますので、表紙番号1の14ページ、あわせて表紙番号3の6ページを御覧願います。

石巻市学びサポートセンターの設置に伴い、学びサポートセンターの文書主任及び文書記号を規定するものであります。

次に、附則でございますが、この訓令は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○宍戸健悦教育長 それでは、ただいまの説明に対する、質問等ございませんか。よろしいで

しょうか。

(「なし」と声あり)

○**宍戸健悦教育長** では、ないようでしたら、第17号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」及び第21号議案「石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**宍戸健悦教育長** 異議がありませんので、第17号議案及び第21号議案については、原案のとおり可決いたします。

第18号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則

○**宍戸健悦教育長** 次に、第18号議案「石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則」を議題といたします。学校教育課長から説明をお願いします。学校教育課長。

○**福田光一学校教育課長** それでは、第18号議案、石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

資料の表紙番号1議案の7ページあわせて表紙番号3、新旧対照表の4ページを御覧願います。

桜坂高等学校について、少子化による石巻地区の中学校卒業者の減少、近年の出願倍率及び県立高校の動向を踏まえ、1学級減については止むを得ないものと判断し、令和4年度入学生から第1学年収容定員を160人としております。それに伴い、令和6年度は第3学年の収容定員が160人となるため、石巻市立高等学校学則の一部を改正するものであります。

改正の具体的な内容ですが、別表にございます第3学年の収容定員をこれまでの200人5学級から、160人4学級とするものであります。なお施行期間につきましては、附則で令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**宍戸健悦教育長** では、ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**宍戸健悦教育長** では、ないようでしたら、第18号議案「石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則」は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**宍戸健悦教育長** 異議がありませんので、第18号議案については、原案のとおり可決いたします。

第19号議案 「石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱」

○**宍戸健悦教育長** 次に第19号議案「石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱」を議題といたします。学校教育課長から説明をお願いします。学校教育課長。

○**福田光一学校教育課長** ただいま上程されました第19号議案「石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱」について御説明申し上げます。

本案は、市立小中学校に勤務する、県費負担教職員が公務に使用する私有車について事務手

続きの簡素化及び明確化するために、現在の要綱を全部改正するものであります。

それでは改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、定例会議案の8ページから12ページを御覧願います。

第1条は本要綱の趣旨を、第2条は定義をそれぞれ規定するものであります。第3条は、現在公務に使用する私有車は登録制にしておりますが、それを届出制にするものであります。第4条は私有車の公務使用申請について、第5条は私有車の使用許可等について規定するものであります。第6条は行き先の変更について、第7条は事故が生じた場合の処置について、第8条はその他についてそれぞれ規定するものであります。

次に使用する様式として、様式第1号及び様式第2号を規定するものであります。

最後に附則であります。本要綱は令和5年4月1日から施行するものであり、経過措置として施行の際、私有車の公務使用の許可を受けているものはこの訓令で許可を受けたものとみなすとするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○宍戸健悦教育長 ただいまの説明者への御質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○宍戸健悦教育長 よろしいでしょうか。

ではないようでしたら第19号議案「石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱」は、原案のとおり議決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○宍戸健悦教育長 異議がありませんので、第19号議案については、原案のとおり可決いたします。

第20号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

○宍戸健悦教育長 次に第20号議案「石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○今野良司教育総務課長 ただいま上程されました第20号議案「石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令」について御説明申し上げます。

本改正は個人情報保護法の改正により、個人情報保護制度の見直しが行われること、及び石巻市学びサポートセンターを設置することに伴い、関係例規の整備を行うものです。

それでは改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の13ページ、併せて表紙番号3の5ページを御覧願います。

令和4年石巻市議会第4回定例会において、石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例及び石巻市学びサポートセンター条例が議決されたことに伴い、本規程の条文の整理を行うものであります。

次に附則でございますが、第1項は施行期日を定め、令和5年4月1日から施行するものであります。続いて第2項は経過措置を定め、本訓令の施行日前に、廃止前の石巻市個人情報保護条例の規定により行われた開示請求等の決定の手続きについては、なお、従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**宍戸健悦教育長** ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようでしたら第20号議案「石巻教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令」は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**宍戸健悦教育長** では異議がありませんので、第20号議案については、原案のとおり可決いたします。

第22号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応会議設置要綱の一部を改正する訓令について

○**宍戸健悦教育長** 次に第22号議案「石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応会議設置要綱の一部を改正する訓令」を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○**福田光一学校教育課長** ただいま、上程されました第22号議案「石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応会議設置要綱の一部を改正する訓令」について御説明申し上げます。

表紙番号1の令和5年石巻市教育委員会第3回定例会議案の15ページ、あわせて表紙番号3の令和5年教育委員会第3回定例会、規則等新旧対照表の7ページを御覧願います。

当案は石巻市けやき教室を廃止し、令和5年4月1日より石巻市学びサポートセンターが開所するため、関連する規定を改めるとともに当センターを中心に不登校児童生徒に対する総合的な支援を行うため、各方面からの意見等を広く聴取できるよう、会議構成員について見直しを図るものでございます。

初めに第4条第2項座長等についてですが、石巻市けやき教室室長としているものを石巻市学びサポートセンター所長に改めるものです。

次に別表において定めております会議構成員について、石巻市けやき教室室長を石巻市学びサポートセンター所長、石巻市学びサポートセンター指導員に改め、石巻市不登校対応相談員、石巻市いじめ問題対策協会委員、及びスクールカウンセラーを削除し、石巻市民生委員、児童委員、協議会委員の次に石巻市PTA協議会委員を加えるものでございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○**宍戸健悦教育長** ただいまの説明に対して御質問ございませんか。大和委員。

○**大和千恵委員** 1点教えていただければと思うのですが、スクールカウンセラーが削られた理由を教えていただければと思います。

○**宍戸健悦教育長** 学校教育課長。

○**福田光一学校教育課長** スクールカウンセラーの最近の主な相談の内容がいじめの方がちょっと多くなっていて、不登校に関してはスクールソーシャルワーカーの方がメインとなるような傾向があったので、今回スクールカウンセラーを削りました

○**宍戸健悦教育長** よろしいでしょうか。

○**大和千恵委員** はい。

○**宍戸健悦教育長** 梶谷委員。

○梶谷美智子委員 不登校問題というのは、石巻市の大きな問題であり、会議の役割は大きいと思うのですが、私も別表の構成のところでも少し伺いたいところがあるのですが、けやき教室がサポートセンターに変わるといって新しい相談の部分に加わっていくわけで、それに伴って構成も変わるのもこれは勿論そのとおりだと思いますけれども。構成員の中で石巻市PTA協議会委員というのが新たに入っていくのですが、そのところを少し教えていただきたいのと、あとやはり不登校に関しては民間の関係団体等も果たしている役割も大きいところなんですけれども、そういったところの代表の方等は考えられないのかというふうに私としては思いますけれども。構成員の方について少し教えていただきたいと思います。

○宍戸健悦教育長 学校教育課長。

○福田光一学校教育課長 まず今回そのPTAの委員の皆さん、代表の方を入れたのは、保護者の立場としての意見を聴取するためというふうに考えました。

それから、フリースクール民間の団体については、学びサポートセンターの方で協議会を立ち上げます。そこに2団体の代表の方に入ってもらいますので、来年度については、サポートセンターとNPOがどういうふうに関連をしていくかというところで、より具体的な連携を考えておりました。

こちらの不登校の会議の方については市全体の学校に関わる部分でしたので、今回はNPOの方はここには入れておりません。

○梶谷美智子委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○宍戸健悦教育長 では、杉山委員から。

○杉山昌行委員 そういうことならば大丈夫です。

○宍戸健悦教育長 そのほかございませんか。大丈夫ですか。

(特に声なし)

○宍戸健悦教育長 では、ないようでしたら、第22号議案「石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応会議設置要綱の一部を改正する訓令」は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○宍戸健悦教育長 異議はありませんので、第22号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○宍戸健悦教育長 審議事項を終了し、その他に入ります。

はじめに、委員の皆さんからございませんか。何かございませんか。

(挙手あり)

○宍戸健悦教育長 梶谷委員。

○梶谷美智子委員 最初の教育長報告の中で人生100年時代の読書活動というふうなことで、質問が出されたということですが、読書推進計画でしたか、それについて議会で質問をしたときに改訂といいますか、計画策定についての質問が出されたというのが新聞に載っております、令和5年度つまり、次年度の策定を計画していて、委員会そういったものも開かれているのでしょうか。お話だったと思うのですが、今後の策定までのスケジュールといいますか、それについて少しどのような計画になっているのかというところを、まず教え

ていただけたらと思います。

○中央戸健悦教育長 生涯学習課長

○林伸晃生涯学習課長 お答えいたします。議会が終わりまして、17日の日だったでしょうか、まず作業に関する委員会を開催させていただきました。そこに中央公民館の館長ですとか、それから図書館の館長、後は子ども保育の課長さんとかですね、関係者、まず課長を集めまして、今後のスケジュール等について確認をしたところでございます。

今度は課長補佐クラスの職員で、作業部会というのを今年度もう一度年度末になるんですけども開催しまして、そういった会議を来年度についても数回開催しまして、年末前を目指して、ですので令和5年の12月前には皆さんの方にお示しするようなスケジュールリングで現在考えておりました。

○梶谷美智子委員 はい、その作業部会っていうのはやはり関係課の課長補佐さん方で行っていくということですか。

○林伸晃生涯学習課長 はい。

○梶谷美智子委員 そこに例えば、小中学校であるとか、子どもの読書の導入として保育所、幼稚園、こども園、あるいはもっと下の乳幼児がそういった段階での本と関わるというか、そういったものすごく大事だと思うんですけども、小中学校の代表とかあとは保育所とか幼稚園とか、そういったところの代表とか、役所以外での作業部会の参加っていうようなものは、考えてらっしゃらないですか。

○林伸晃生涯学習課長 はい。

○中央戸健悦教育長 生涯学習課長。

○林伸晃生涯学習課長 現状ですと、部会の方にはそういった方々をお集めして、会議をするといったところまでは、至ってございませんけども、例えば、今乳児の方の検診時に、ブックスタートボランティアの方々に集まっていたりしまして、健康推進課と共有して絵本を3冊お配りして、本来ですとコロナ前ですとそこで読み聞かせをさせてたところだったんですけども、今般コロナ禍ということもございまして、そういった絵本をお配りする程度で終わってございましたので、そういったボランティアの方々、昨日も読み聞かせの研修をセンターのほうでやったんですけども、非常に参加される方も多くですね、ボランティアさん方の御意見というのも別途お聞きしながらそういった場で読書の計画についてこういう策定をしているというもので御意見を求める場も設けていこうかなというふうには考えております。

○梶谷美智子委員 やはり子供に直接関わる、つまり子供側の読書意欲というかそういうもののためには、本と子供をつなげる立場にある大人の役割というのがすごく大きいと思うのです。

やはり直接子供とそういうふうなことを行える、それぞれの立場の方が作業部会とか、いわばお話を聞く機会を設けるということでしたら、そういった機会を設けるということは非常に大切だと思いますので是非検討してってください。

○中央戸健悦教育長 直接子供たちに関わるような人たちの意見を是非取り入れるようにして、案を作っていただいて、案に対してまた皆さんからの色んな御意見をいただきながら修正を加えて決定していくという段取りで、よろしくお願ひしたいと思います。

ではその他ございませんか。委員の皆さんからよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

各課長の皆さんから何かございませんか。

学校教育課長。

○福田光一学校教育課長 お手元に石巻市学びサポートセンターからのチラシを置かせていただきました。先ほど説明しておりますが、来年の4月から開設いたします。通称「C o i l」ですので是非名前を早く定着させたいなというふうに思っています。

大きな特徴として左下の「相T a l k」、今回相談窓口を新たに設置いたしました。ここに電話あるいはメールで相談を受けたり、来所による相談を受けて関係機関と連携を図っていききたいなというふうに考えています。

真ん中の「心R e a c h」についてはアウトリーチ、指導員が訪問して学習支援を行うというところですが、先程お話があったNPOフリースクールのほうにも指導員がいて、学習支援をするような連携を考えています。

「学B a s e」はこれまでのけやき教室の機能になります。ただ、学校復帰を最大の目的とした場ではなくて、子供たちが自分たちのペースで勉強できるような空間ができればなというふうに思っております。

裏面御覧いただきたいと思います。仕組みとしてはその3つの機能「相T a l k」「心R e a c h」「学B a s e」が今のけやき教室の場所に設置いたします。

右側のスクールソーシャルワーカーも順次ローテーションでいるようにしまして、いろんな連携が図れるようにというふうに考えています。

それからNPO団体フリースクール等も先ほど申し上げた中で、このセンターに関する協議会を立ち上げますので、そこにこのメンバーも入っていただいて、広くその子供たちの居場所を確保することをメインにこのセンターを運営していきたいなというふうに考えております。以上です。

○中央戸健悦教育長 よろしいですか。

○杉山昌行委員 はい。いいですか。

○中央戸健悦教育長 杉山委員。

○杉山昌行委員 このチラシは一般的に、子供たちや保護者の目に触れるところに置くのでしょうか。

○中央戸健悦教育長 学校教育課長。

○福田光一学校教育課長 4月に全小中学生に配ろうというふうに考えております。

○杉山昌行委員 そうですか。

○福田光一学校教育課長 はい。

○杉山昌行委員 これからの話でいいんですが、子供たちも今、i P h o n eで検索すると思うんですけど、QRコードを入れておくとこのホームページとかにピッといくんですよ。URLを打ち込むというよりも、QRコードのほうが簡単なので、このようなチラシを作るときはそういうのを1つポチッと小さくていいので入れていただければいいと思います。

○中央戸健悦教育長 学校教育課長

○福田光一学校教育課長 はい。ありがとうございます。オープンバージョンのチラシですので、通常バージョンの時はやりたいと思います。

○杉山昌行委員 是非よろしく申し上げます。

○福田光一学校教育課長 ありがとうございます。

○宍戸健悦教育長 非常にいい御助言でしたね。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

(発言するものなし)

○宍戸健悦教育長 ほかの課長から何かありませんか。

(発言するものなし)

○宍戸健悦教育長 よろしいですか。

(発言するものなし)

○宍戸健悦教育長 ではないようでしたら次回の定例会の日程についてお願いします。

○戸田正樹書記 次回4月の定例会につきましては、4月27日木曜日午後1時半から開催する予定です。

場所につきましては、市役所4階庁議室で開催いたします。よろしく願いいたします。

○宍戸健悦教育長 それでは以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後4時25分 閉会

教育長 宍戸健悦
署名委員 阿部邦英